## 第6回 沼田市農業委員会総会議事録

- ·日 時 令和元年 6月 5日 (水) 午後3時
- ·場 所 沼田市役所 4階庁議室
- · 出席委員

1番 白 石 淳 一 2番 金 井 邦 雄 (会長職務代理者)

3番 角 田 郁 夫 4番 原 田 良 美

5番 遠 藤 由理子 6番 松 井 則 雄

7番 堀 江 正 司 8番 本 多 弘

9番 中 村 光 孝 10番 鶴 淵 君 江

11番 宇 敷 和 也(会長) 12番 清 水 文 明

13番 井 上 正 文 14番 見 城 覚

15番 小 林 由喜子

• 欠席

なし

• 遅刻

なし

・早退

なし

· 農業委員会事務局職員

事務局長 山田重之

事務局次長兼農地係長 小 野 利 明

副主幹 木 我 健

副主幹 佐藤 エリカ

## ・会議の概要

事務局長

1. 開会前

午後2時45分

開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

在任委員15名中、現在の出席委員は15名でありまして、関係 法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いた します。

それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお 願いいたします。

議長

2. 開会及び会長あいさつ

午後2時46分

(宇敷会長)

3. 議事録署名委員の指名について

午後2時47分

議長

最初に議事録署名人の指名を行います。

沼田市農業委員会会議規則により、議長において、9番中村光孝委員、10番鶴淵君江委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告

午後2時48分

議長

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせ ます。

事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

- (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2)農地の合意解約について
- (3)農地復元届について
- (4)制限除外の農地移動について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件

午後3時02分

議長

議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 10件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願い いたします。

まず、1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

抵当権が設定されていますけど、農地の場合には違うのかもしれませんが、通常の場合には抵当権を抹消して贈与するものだと思うのですが、農業委員会とすれば農地を農地として使うので問題はないと思いますが、抵当権が設定されたまま贈与する根拠はどうなんですか。

12番

抵当権は借金するときに設定しますけど、大抵は返済しているですが、その場合解除すれば良いんだけども、手間もかかるのでそのままというケースが多いんですよ。

3番

ただ返済が出来なくなったら、抵当権を執行されることになりますよね。

13番

設定したままであれば、次の所有者がまた借りられるんですよね。なのでそのままで所有権の移転をすることも結構あると聞きますけど。

1番

これは、双方了承の上で移転するということでしたから、農地法 上は問題ないと思う。

3番

農地として使えるものだから、農業委員会として問題ない。13

番委員さんの説明のとおりで了承しました。

議長ほかに。

6番 はい。6番。

議長 6番。

6番 譲受人と譲渡人はどういう関係なのか。

事務局員 はい。

議長事務局。

事務局員 譲受人と譲渡人は親戚関係にあるとのことです。

6番 場所は、高蕨なんで発知の開拓だと思いますが、過去に土地開発 公社で農地整備してその当時は競争率も高かったが、今は不耕作の 場所もあったり、標高が高いっていうのも原因かと思うんですが。

議長 具体的にどのあたりの場所になりますか。

事務局員 発知から21世紀の森に向かう道路の右側の上段になります。

9番 かなり標高は高い場所になるんですね。

6番 そういった場所になるので、コンニャクを栽培している人は結構 いますが、譲受人は大根ということなので、標高は高い、土壌は粘 土質で多少の粘り気があるので、条件とすれば難しい営農になるの かと思います。

譲受人と譲渡人の関係と場所の確認が出来たので、作付け作物が何であれ問題はないと思います。以上です。

議長ほかに。

無いようですので、2番の案件について

6番

はい。

議長

6番。

6番

申請地は、この春、譲渡人が自ら耕作するとのことで、市の公売で買い上げた土地かと思いますが、すでにこういう売買をするということで、なぜ公売で買ったのかと思います。地元の推進委員さんの意見を再度お聞かせいただきたい。推進委員さんも随分心配していたと思いますので。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

推進委員さんからは電話で連絡をもらいましたが、地元でも話し合いをしたとのことで、今回の譲受人が所有することに異存は無く、むしろ今回の譲受人が所有し耕作することに何ら反対はないとのことでした。

6番

渋柿を栽培する予定とのことでしたが、場所的にも難しい場所だ ろうとは思っていました。

譲受人は地元の農業者ですし、問題はないと思います。

議長

議案説明の中で譲受人からの申し出だったことと、買い戻したというような説明だったわけですよね。

6番

はい。わかりました。

公売の時に心配していたようなことが起きた訳ですが、ただ買って何もしないことになるよりは、結果として良かったのかなと思います。

3番

同じく、2番案件なんですが、面積が92㎡とか46㎡とか小さい面積がありますが、こういう小さいところを取得する意味はあるんでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

小さい面積の92㎡、46㎡ということですが、外5筆に隣接していまして、一体で利用できる面積は6,000㎡以上になります。

3番

はい。

議長

ほかに。

13番

はい。

議長

13番。

13番

譲受人の経営状況なんですが、農地面積20 a は譲受人の所有と思うのですが、所有機械がこれだけ揃っていて20 a しかないというのは少なすぎないのかと思います。

事務局員

譲受人は法人として経営している部分のほとんどを所有なり賃借しているためです。

13番

わかりました。

議長

ほかに。

無いようですので、3番と4番の案件について

5番の案件について

13番

はい。

議長

13番。

13番

代物弁済ということですが、どういったものなのかご教示ください。

事務局員

借りたお金を返す代わりに不動産や車などの動産で返済することになります。

13番

わかりました。

議長

ほかに。

無いようですので、6番の案件について

7番、8番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

経営状況で専業が1人とありますが、この方公務員兼農業ということなので専業なのは誰なのか。

事務局員

譲受人の妻になります。

3番

わかりました。

議長

ほかに。

9番、10番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第26号については、申請のとおりこれを認めることにご異 議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願い いたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第27号については、申請のとおりこれを認めることにご異 議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 13件

事務局員

(議案内容説明

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願い いたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

譲渡人の職業が無職・不動産業となっていますが、譲渡人が無職 で、成年後見人が不動産業ということで良いですか。

事務局員

はい。そのとおりです。

3番

建築費が2,269万円ということですが、他の太陽光と比べる と費用が高い理由は、田んぼだからとかそういうことですか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

この案件は、49.5kwの施設を2区画分になりますので、他の施設の倍の費用が生じているものです。

ほかに。

無いようですので、4番の案件について

5番の案件について

6番

はい。

議長

6番。

6番

この案件は6番の案件と隣接地ですが、それで事業者は別なんで すが、たまたま同じ月に申請が出たのか、何か関連会社のようなも のなのか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

どちらも都内の法人となっていまして、定款、法人登記簿もそれ ぞれであるので別会社であると思われます。

議長

ほかに。

無いようですので、6番の案件について

- 7番の案件について
- 8番の案件について
- 9番の案件について
- 10番の案件について
- 11番の案件について
- 12番の案件について

13番

はい。

議長

13番。

13番

今回の総会だけで太陽光発電の案件が7件ありますが、面積、パネル枚数もまちまちなんですが、発電出力は49.5kwで同一になっていますが、規制等があってこの発電出力になっているものなのか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

FIT法の認定を受ける場合の基準があります。その基準が10kw未満、50kw未満、それ以上で区分されています。

50 k w未満の施設は小規模電力施設の区分になっていて、これを超える施設になると、管理者の設置など認定する項目が増えると思われますので、50 k w未満の施設が多い理由になるものと思われます。

13番

わかりました。

1番

はい。今回7件ありますが、東電からの工事関係、契約の有無は どうなっていますか。

事務局員

平成29年4月1日法改正がされ、現在のFIT法では、FIT 法の認定を受ける時点で電力会社との電力受給契約を結んだ後に 申請することになっています。

改正前は、その逆でFIT法の認定を受けてから電力受給契約することで良いとされていました。

これは法改正前は設備認定ということで、パネル枚数、発電出力何kwの発電設備を認定するものでした、改正後は施設設置の計画を認定するものになりました。

今回の案件はすべて法改正後のFIT法の認定を受けています ので電力受給契約等はすでに済んでいるものであるといえます。

1番

FIT法の認定を受けていれば売電の契約も済んでいるという ことですね。わかりました。

ほかに。

13番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、申請のとおりこれを認めることにご異 議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請 について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いた します。

次に議案第29号「農地に該当しないことの証明願について」を 議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願い いたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

## 3番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第29号については、願い出でのとおりこれを認めることに ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案29号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第30号「農用地利用集積計画(案)について」を議題 といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。 ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第30号については、願い出のとおりこれを認めることにご 異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第30号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後4時25分

6. 協議事項

なし

## 7. 連絡事項

- (1) 令和元年「田畑売買価格等に関する調査」について
- (2)農業者年金の現況届について
- (3) 行事予定について
- (4) その他
- 8.閉 会

終了 午後4時45分